

海田町高齢者 いきいき活動ポイント事業のご案内

① ポイント事業について

この事業は、海田町内在住の65歳以上の高齢者が、自らの健康づくりや地域支援のために行う活動(いきいき活動)を奨励するためのもので、活動実績に基づき付与されるポイントに応じて、奨励金を支給する事業です。

② ポイント事業に参加しませんか？

海田町では、本格的な高齢化社会を迎える中、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会を実現するための取り組みを進めています。

ポイント事業はこのような社会を実現するための事業で、多くの高齢者が元気であること、そして、できれば地域の支え手になってもらうことを奨励しようというものです。

また、ポイント事業では、自らの健康づくりの取り組みから、自治会や老人クラブなどの地域団体が行うさまざまな活動に取り組む高齢者をその実績(ポイント換算)に応じて支援する仕組みになっています。

③ ポイント付与の対象者

ポイント付与期間の初日(1月1日)に、海田町内に住所がある65歳以上の方(所得制限はありません)

④ ポイント付与期間

令和7年(2025年)1月1日から12月31日まで

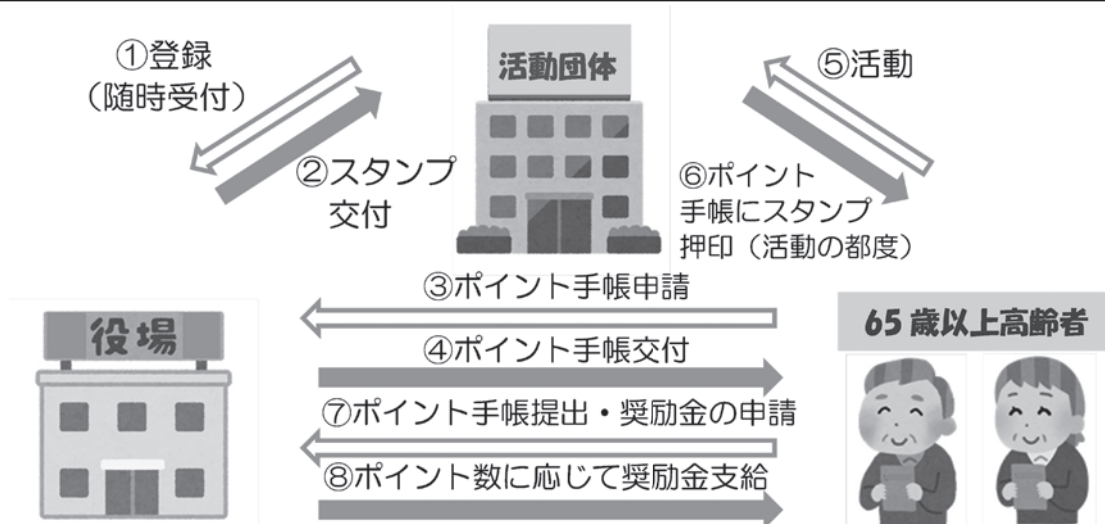
⑤ 奨励金(獲得ポイント)の上限

※1ポイントは100円に換算

10,000円(100ポイント)



事業の仕組み



ポイントの対象になる活動とポイント数

活動を実施する団体が活動の実績を確認して、ポイント手帳に日付の記入とスタンプ押印をすることでポイントが確定します。(令和7年から付与対象となる活動が増えました。)

自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動



- グラウンドゴルフ等のスポーツ活動
- 囲碁・将棋等の文化活動
- グループ活動によるウォーキングなど

押印は
1日1回まで

1 ポイント

特定健康診査の受診等



- 特定健康診査
- 後期高齢者健康診査
- がん検診
- 被爆者健康診断
- 被爆者二世健康診断
- 節目年齢歯科健診
- 後期高齢者歯科健康診査
- 骨粗しょう症検診
- 肝炎ウイルス検診
- もの忘れ予防検査(限定)

医療機関等で押印
1日に複数押印可

2 ポイント

地域の支え手となる活動
(ボランティア活動)



- 児童の登下校の見守り活動
- 町内清掃活動
- サロンの世話人としての活動
- 老人クラブ会員としての友愛活動
- 自治会などの運営活動(役員会議等)(新規)

など

押印は
1日1回まで

4 ポイント

ボランティア活動のうち、海田町が指定するもの(限定)

- 保育所(園)、介護施設、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での清掃、配膳、洗濯、駐車誘導など
- 町内でいきいき百歳体操を実施する通いの場の世話人としての活動
- 認知症カフェのスタッフとしての活動
- 学習支援などのこどもの居場所づくりに関する活動(新規)
- 広島市、府中町(ポイントの相互付与を行う自治体)または広島市、府中町の登録団体が4ポイントとして行う活動

押印は
1日1回まで

ポイント事業への参加と手帳の使用方法

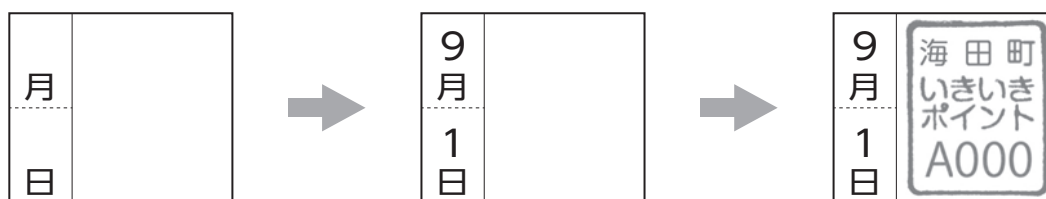
手順1

活動時にポイント手帳を携帯します。活動内容に応じて、スタンプを押してもらったページが異なります。ページの色をご確認ください。

1 ポイント	健康づくり・介護予防活動	黄色
2 ポイント	健康診査・がん検診等	緑色
2 ポイント	地域の支え手となる活動(一般的なボランティア活動)	桃色
4 ポイント	地域の支え手となる活動(特定のボランティア活動)	水色

手順2

活動に参加したら、活動団体から、活動日(月日)を記載し、マス目に合わせてスタンプを押してもらいます(スタンプを事後押印する場合は押印日ではなく、活動日を記載してもらいます)。



押印するページを間違えた場合は

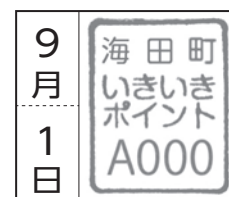
活動団体に次のとおり訂正してもらいます。

間違えた欄に
×印をつける



[2ポイントのページ]

正しいページに
日付を記載して
押印



[1ポイントのページ]

手順3

スタンプを押してもらったら、日付(月日)が正しく記載されているか、また、以下のように無効な押印になっていないかご確認ください。

[無効となる例]

例1



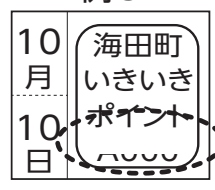
例1 日付の記載がない場合
(月と日の両方の記載が必要です。)

例2



例2 日付を取り消しているが、
修正後の日付が記載されていない場合

例3



例3 押印が不明瞭で、スタンプ番号が確認できない場合

例4



例4 スタンプが押し直されているが、
どの団体が押印したスタンプなのか分からない場合

手順4

ポイント付与期間終了後、またはポイントを貯め終えたら、ポイント手帳の中にある奨励金支給申請書及びアンケートの回答を記入し、ポイント手帳を期限(令和8年2月末日)までに海田町に提出してください。

なお、海田町に口座登録がない方は通帳のコピーを添付してください。
海田町で獲得ポイント数を集計し、ご本人の預金口座に奨励金を振り込みます。

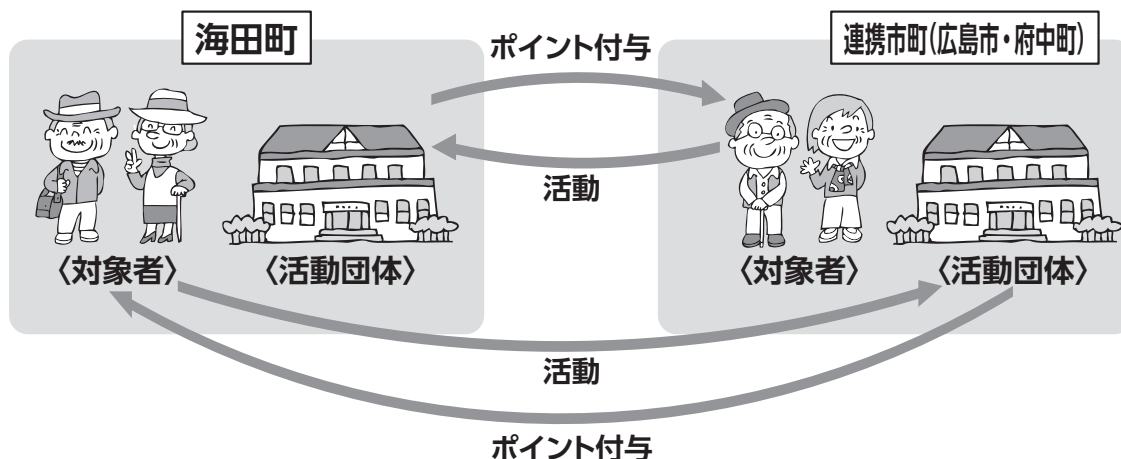
ポイントの集め方(例)

	午前	午後
月	近所のサロン活動に参加 (1ポイント)	地域グループのウォーキングに参加(ポイントなし)
火		午前中の活動で1ポイントを得ているので、同日の午後の同様の活動はポイントを得られません。
水	児童の登下校の見守り活動に参加(2ポイント)	介護施設でのボランティア活動に参加(4ポイント)
木	午前・午後ともボランティア活動への参加ですが、ポイント数が異なるため、それぞれ付与されます。	
金	医療機関で特定健診・○○がん検診を受診(2ポイント×2回=4ポイント)	健診(検診)は、1回の受診につき2ポイント付与されます。
土	清掃活動とグラウンドゴルフは、ポイント数が異なるため、それぞれ付与されます。	
日	自治会の清掃活動に参加(2ポイント)	老人クラブのグラウンドゴルフに参加(1ポイント)

広島市及び府中町とのポイント相互付与

広島市では平成29年9月から、府中町では令和2年9月からポイント事業が実施されています。令和4年1月から海田町がポイント事業を開始したことに伴い、広島市・府中町(以下「連携市町」という)と海田町は、各自治体のポイント事業の対象者に対して、相互にポイントを付与できる仕組みを整備しました。

《ポイント相互付与のイメージ図》



これにより、以下の活動に海田町の高齢者が参加した場合もポイントを付与(スタンプを押印)してもらえます。

1 連携市町または連携市町に登録する活動団体が実施する活動

- ◎ 連携市町の公民館が主催する講座への参加
- ◎ 連携市町に登録する介護施設等での支援
- ◎ 連携市町に登録する医療機関が実施する特定健康診査等の受診 など

2 連携市町のスポーツセンター等の利用

- ◎ スポーツセンターや体育施設等で行う卓球の利用 など

転入・転出された場合のポイント手帳の取扱いについて

【転入】

- 基準日(1月1日)より前に広島市・府中町から転入された方
海田町と広島市・府中町のポイント手帳のうち、希望するどちらか一方のポイント手帳をご使用ください。
- 基準日(1月1日)以降に広島市・府中町から転入された方
海田町ではポイント手帳の交付を受けることができませんので、広島市・府中町のポイント手帳をご使用ください。

【転出】

- 基準日(1月1日)より前に広島市・府中町に転出された方
海田町ではポイント手帳の交付を受けることができませんので、広島市・府中町のポイント手帳をご使用ください。
- 基準日(1月1日)以降に広島市・府中町に転出された方
海田町と広島市・府中町のポイント手帳のうち、希望するどちらか一方のポイント手帳をご使用ください。
- 基準日(1月1日)以降に広島市・府中町以外に転出された方
転出後、速やかに奨励金支給申請書を海田町に提出してください。

奨励金の支給

① 支給申請

ポイント手帳を提出する際に、返信用封筒に次の書類を同封してお送りください。

【同封書類】

●ポイント手帳

※ポイント手帳の中にある奨励金支給申請書を記入してください。

●通帳(口座名義人、金融機関名、店名又は店番、口座番号を確認できるページ)のコピー 〔※奨励金支給申請書に記載した口座が以前の海田町高齢者いきいき活動ポイント事業奨励金の支給口座または当町の水道料金、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住民税等の引落口座に該当する場合は通帳のコピーは必要ありません。〕

※1 ポイント手帳の提出があった場合でも、口座登録が完了していない方には、奨励金を支給できません。

※2 原則、海田町が電話により口座番号をお尋ねすることはありませんが、記入漏れや指定口座への振り込みが出来なかった場合、確認の電話をすることがあります。

【提出期限】 令和8年(2026年)2月末日

② 支給時期

令和8年2月(予定)から順次支給します。

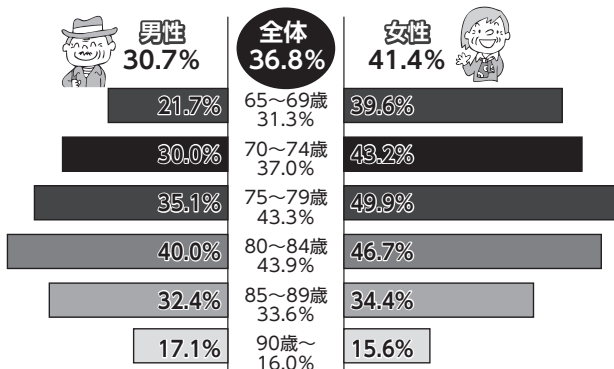
アンケートの実施

ポイント事業の効果を検証するため、ポイント手帳の中にある簡単なアンケートにご協力ください。

海田町におけるポイント事業の効果

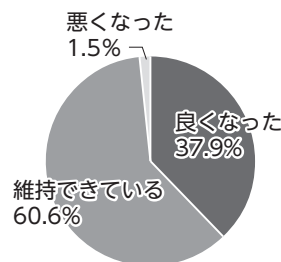
【年齢別の参加率】

65歳以上の高齢者(対象者)の約4割がポイント事業に参加され、特に75～79歳では、4割以上の方が参加されています。

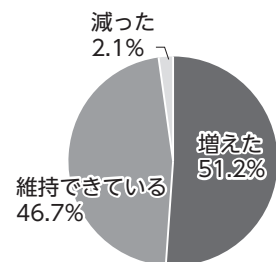


〔令和5年1月～12月末実績〕

【健康状態】



【外出頻度】



ポイント事業への参加により、多くの方が健康状態の維持や改善を実感できたり、外出頻度が増えたなどのポジティブな結果が出ています。この機会に、より多くの活動に参加して、健康づくりに取り組みましょう！

〔ポイント事業参加者アンケート(令和5年度実施)より〕

注意事項

◎ 個人データの利用について

提出されたポイント手帳のデータは、個人が特定できないよう統計的に処理し、本事業の効果を検証するために使用場合があります。データの使用に同意していただけない方については、手帳表紙に印字されている名前の左側の余白に「不同意」と記載してください。記載のない方については、手帳の提出をもって、医療費、介護給付費、その他これらに類する効果検証に必要な情報の使用についても同意されたものとして取り扱わせていただきます。

◎ ポイント手帳の取り扱いについて

- ポイント手帳を他人に貸したり、譲渡した場合は、貯めたポイントは無効になります。
- 貯めたポイントを次のポイント手帳に繰り越すことはできません。
- ポイント手帳を紛失して新たな手帳の再交付を受けた場合は、再交付前のポイント手帳で貯めたポイントは無効になります。
- ポイント手帳を提出期限(今回の手帳は、令和8年2月末日)までに海田町に返送いただけない場合や、手帳の不正使用があった場合は、奨励金を支給できません。

◎ ポイント付与の対象となる活動について

- 活動実績がないスタンプの押印は無効であり、ポイントを付与してもらうことはできません。
- ポイントは、海田町または連携市町に登録している活動団体(医療機関を含む)が参加者の活動(登録済みのもの)の実績を確認し、ポイント手帳にスタンプを押印した場合にのみ付与してもらうことができます。
- 適正なポイント付与の観点から、ポイント手帳を忘れたときには、スタンプの押印は認められません。ただし、活動記録を残すなど、活動団体の責任において活動実績の管理ができている場合に限り、後日のスタンプ押印が可能です。
- 活動への参加を希望しても定員等の関係で参加できない場合があります。また、ボランティア活動については、活動に当たり、資格や研修の受講修了が必要なものもあります。あらかじめご了承ください。

【よくあるご質問】

※更に詳細なQ&Aは、海田町の高齢者いきいき活動ポイント事業ホームページに掲載しています。

● 制度に関すること

Q1 この事業の目的は何ですか？

A1 この事業は、高齢者の介護予防及び社会参加への意欲を具体的な活動に結びつけるうえでのきっかけづくりとして、高齢者が自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動や地域の支え手となる活動(ボランティア活動)を行った実績に基づいて支援を行うことにより、的確かつ効果的に、高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいづくりを推進することを目的としています。

Q2 この事業は、どのような効果がありますか？

A2 高齢者の社会参加に関して直接的な奨励効果が期待でき、高齢者の生きがいづくり、健康増進、介護予防の推進、地域での支え合い活動の担い手の充実が図られると考えています。また、自らのためのものであっても、より医療費の適正化に役立つ健康診査などの受診には1ポイントを加算して、2ポイントとしています。

● ポイント付与の対象になる活動に関すること

Q1 どこに行けば、ポイントがもらえますか？

A1 ポイント付与の対象となる活動を実施している団体の名称、主な活動場所、活動内容等については、ポイント事業のホームページをご覧ください。

ポイント事業ホームページ

<https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/19/120972.html>



Q2 なぜ、個人の活動はポイント付与の対象にならないのですか？例えば、個人のウォーキングも健康づくり・介護予防のための活動だと思います。

A2 この事業では、高齢者の社会参加を的確かつ効果的に促進するために海田町が取り得る現実的な手法として、第三者が高齢者の活動実績を確認できる場合にポイントを付与することとしています。

個人での活動を否定するものではありませんが、第三者による実績確認ができない個人のウォーキング・ボランティアなどは、ポイント付与の対象となりません。新たにグループを作るか、既にあるグループに参加することをご検討ください。

Q3 民生委員・児童委員の活動は、ポイント付与の対象になりますか？

A3 民生委員・児童委員としての活動（会議・研修等、相談・支援、見守り活動等）は対象となりません。

一方で個人としていきいきサロンの職務などの活動に参加される場合は、ポイント付与の対象となります。

なお、民生委員・児童委員と連携する「福祉委員の活動」についても同様です。

Q4	近所で数人が集まって自宅でお茶会をする程度でも、ポイントがもらえますか？
A4	健康づくり・介護予防活動を行うサロンとして対象とするのであれば、活動場所や連絡先の公表など参加を希望する高齢者を広く受け入れることが必要です。対象が一部の人のみに限定される活動は、ポイント付与の対象とはなりません。
Q5	行事の打ち上げなどで集まって飲食をする場合は、ポイント付与の対象となりますか？
A5	主たる目的が飲食の場合は、ポイント付与の対象とはなりません。
Q6	介護予防のための機能訓練を実施するデイサービス等は、ポイント付与の対象になりますか？
A6	介護保険のサービスとして利用するものであるため、ポイント付与の対象とはなりません。
Q7	スタンプ管理責任者又は副責任者になればポイントがもらえますか？
A7	スタンプ管理責任者又は副責任者を務めていただいているという理由ではポイントは付与されません。ポイントの付与には、実際に対象となる活動をしていただく必要があります。
Q8	医療機関で受診すれば、ポイントがもらえますか？
A8	ポイントは、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療など、海田町が施策として特に受診を奨励している健（検）診を受けた場合に付与されます。疾病等による通常の受診の場合は対象外となります。（ポイント手帳へのスタンプの押印は、ポイント手帳の使用期間中に1回のみです。）
Q9	海田町内の医療機関・検診機関であれば、どこで受診してもスタンプを押してもらえるのですか？
A9	ポイント事業の登録医療機関での健（検）診、または集団健（検）診を受診した場合にポイントが付与されます。登録医療機関以外での受診は対象外となります。 登録医療機関のうち、公表の同意があった医療機関について、ポイント事業のホームページまたは長寿保険課窓口でご案内しています。
Q10	今年からあらたにポイント付与対象になる活動と付与ポイント数は何ポイントですか？
A10	①自治会などの運営活動として、役員会議への参加は今までポイント付与対象外でしたが、令和7年から2ポイント付与されます。 ②ボランティアによる学習支援などのこどもの居場所づくりに関する活動も今までポイント付与の対象外でしたが、令和7年から4ポイント付与されます。 ※②については、こどもの居場所づくりに関する活動は、活動団体登録届または活動団体登録内容変更届が必要になります。

● ポイント手帳に関すること

Q1 ポイント手帳はどのようにしたら交付してもらえますか？

A1 ポイント手帳は、1月1日現在で65歳以上の高齢者を対象とし、ポイント手帳交付申請書を海田町長寿保険課介護保険係(〒736-8601 安芸郡海田町南昭和町14番17号)に郵送又は持参してください。

Q2 1月1日現在で65歳以上の高齢者が対象とのことですが、2月に65歳になる高齢者はポイント手帳は交付してもらえないのですか？

A2 ポイント手帳の交付対象基準日は1月1日のため、2月に65歳になる高齢者については、その年(1月から12月まで)は対象者ではないことから、手帳は申請できません。手帳の申請及びポイントの付与は、翌年1月からになります。

Q3 ポイント手帳の〇〇のページがスタンプでいっぱいになった場合、新しいポイント手帳を交付してもらえますか？

A3 一つの活動区分のページ(健康診査・がん検診等のページを除く)のスタンプがいっぱいになった時点で、1年間で貯めていただくことができるポイントの上限に達していますが、新しいポイント手帳(記録用のポイント手帳)を交付することは可能です。

Q4 記録用のポイント手帳はどのような手続でもらえるのですか？

A4 記録用のポイント手帳をご希望の方は、長寿保険課の窓口で交付します。その際、「記録用ポイント手帳交付申請書」を提出してください。

Q5 ポイント手帳の交付申請を事前に行い、ポイント付与期間の初日(1月1日)以前に海田町外に転出した場合、ポイント手帳はどうなりますか？

A5 ポイント付与期間の初日以前に町外に転出された方は、ポイント事業の対象外として取り扱いますので、ポイント手帳は交付できません。既にポイント手帳の交付を受けていた場合は、お手数をお掛けしますが、転出時にポイント手帳を海田町に返却してください。

なお、当該ポイント手帳にポイントを貯めて提出されても、奨励金はお支払いできませんので、ご了承ください。

● 奨励金の支給に関すること

Q1 ポイントを貯めた後、どうすれば奨励金がもらえますか？

A1 奨励金の支給を受けるためには、スタンプを貯めたポイント手帳を海田町に提出していただく必要があります。

ポイントを貯め終えた方は、ポイント手帳の中にある奨励金支給申請書（以前の海田町高齢者いきいき活動ポイント事業奨励金の支給口座や当町に登録された引落口座がない場合は通帳のコピーを添付）に必要な事項を記入し、ポイント手帳送付時に同封している返信用封筒を使って、期限までにポイント手帳を提出してください。

その後、海田町においてポイント数の集計及び必要な手続きを行った後に、ご本人の預金口座に奨励金を振り込みます。

Q2 いつ奨励金がもらえますか？

A2 海田町にポイント手帳を提出された方に対しては、令和8年2月(予定)から順次支給します。

Q3 ポイント手帳の提出期限はありますか？

A3 ポイント手帳の提出期限は、使用期間が終了した年の翌年の2月末日(必着)です。期限までに手帳の提出がない場合は、奨励金をお支払いできません。

(例) 手帳の使用期間： 令和7年1月1日～令和7年12月31日

提出期限： 令和8年2月末日(必着)

Q4 海田町に提出したポイント手帳は、返却してもらえますか？

A4 ポイント手帳は、ポイント数の集計後、本事業の効果検証等のために使用します。そのため、返却することができません。

Q5 活動していた高齢者が亡くなった場合、遺族が代わりに奨励金の支給を受けることができますか？

A5 本事業における奨励金は、高齢者が活動を行った対価ではないことから、遺族が代わりに支給を受けることはできません。

● スタンプの押印に関すること

Q1 一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？

A1 スタンプの押印は、次の①～③の活動の区分ごとに、1日につき1回まで（同じ日に①、②、③をそれぞれ1回ずつ押印することは可能）です。

- ① 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）
- ② 地域の支え手となる活動（2ポイント対象）
- ③ 地域の支え手となる活動（4ポイント対象）

なお、健康診査やがん検診等の受診（2ポイント対象）については、1日の回数の上限はありません。

※スタンプの押印について、帳簿等で実績が確認することができる場合は、後日に押印してもかまいません。

● 連携市町とのポイント相互付与に関すること

Q1 連携市町に登録する活動団体の情報はどこで確認できますか？

A1 連携市町に登録する活動団体の情報は、広島市及び府中町のホームページでご確認いただけます。

○広島市ポイント事業ホームページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/ikiiki/>



○府中町ポイント事業ホームページ

<https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/koureikaigoka/23989.html>



● 海田町高齢者いきいき活動ポイント事業【厳守事項】

- ① スタンプは、管理責任者又は副責任者が押印すること。
（スタンプ管理責任者や副責任者は、自分のポイント手帳には押印できませんので、スタンプ管理責任者は同じ団体の副責任者に、副責任者は同じ団体の責任者又は他の副責任者に押印してもらうようにしてください。）
- ② 活動実績の確認を適正に行い、活動実績がない場合は、スタンプを押印しないこと。
- ③ スタンプは、責任を持って保管・使用すること。
- ④ スタンプを他の活動団体に貸さないこと。
- ⑤ スタンプを押印した場合は、活動した日を記入すること。
- ⑥ 手帳の貸し借りをしないこと。
- ⑦ 他人の手帳を使用しないこと。

お問合せ先

海田町福祉保健部長寿保険課介護保険係

TEL 082-823-9609